

生活 パイロット

インターネットの回線契約での電話勧誘に関するトラブルが増えています。電話で承諾

ネット回線の電話勧誘

ただで、契約は成立します。曖昧な返事はせず、内容をよく確認してから契約しましょう。

【事例1】

「利用料金が安くなる」と電話で勧められて光回線を契約したが、断りたい。工事日はまだ決まっていないが、業者から「クーリングオフはできない」と言われた。

【アドバイス】

電気通信関係の契約にクーリングオフの適用はありません。回線工事日の前であれば解約に応じる業者もいますが、電話でも契約は成立します。内容がよく分からないまま承諾したりせず、契約前に

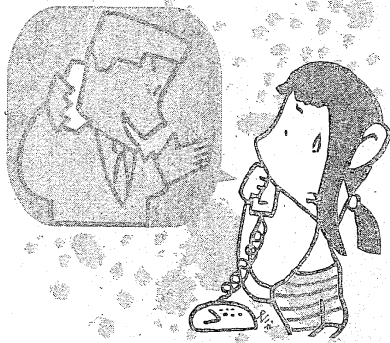
【事例2】

大手電話会社を名乗り、プロバイダーの変更を勧めてきた。了承し、電話で指示されたとおりにパソコンを設定した。契約したつも

書面の交付を求め、料金は後日、登録通知が届いた。理解し、書面を拒む業者とは

【アドバイス】

大手電話会社の関連事業者かどうかについては、該当する会社に直接問い合わせ確認することができます。この件は、



契約前しっかり確認

県消費生活センターから業者に連絡して解約ができましたが、よく分からないまま遠隔操作でプロバイダーの設定をもらうことはやめましょう。「頼んでいないオプションサービスを契約させられていた」などのトラブルも起きています。その場で契約せず契約内容を十分に理解し、自身の利用環境や目的と照らし合わせ、必要なだけきっぱりと断りましょう。

強引な勧誘で困った時やトラブルに遭った時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話